

「震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急対策を中心として－」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省
 勧告日：平成26年6月27日 回答日：平成27年4月9日～4月15日

主な勧告（調査結果）

1 地方公共団体の広域的な協力体制の構築

○ 地方公共団体の広域的な協力体制の構築への支援

→ 全国知事会の広域応援体制の検討への助言

市町村における計画等の策定に向け検討結果の提示

地方公共団体において、応援計画・受援計画や広域避難の手順等についての検討が進んでいない。

<策定状況> 応援計画 都道府県：約4割 市町：1割弱
 受援計画 都道府県：約4割 市町：1割強
 広域避難に係る手順 都道府県：約2割 市町：2%

〔原因等〕全国共通の具体的な運用方法・役割分担が未確立

2 地方公共団体における物資・燃料の調達、供給体制の整備への支援の実施

○ 地方公共団体が行うべき事項の明確化

→ 国の支援スキーム、受入側としての検討事項

国が物資や燃料の調達・供給を行う場合の地方公共団体の受入体制の検討が進んでいない。

<物資集積拠点の管理・運営に関する民間事業者との協定締結済み>
 都道府県：約8割 市町：1割弱

<石油販売事業者との協定締結済み>
 都道府県：約9割 市町：約6割

※ 地方公共団体からは、受入側としてどのような検討をしておけばよいか分からないとの意見あり

〔原因等〕国による支援のスキームや受入側として対応すべき事項が不明確

主な改善措置状況

【内閣府、総務省（消防庁）】

○ 全国知事会の広域応援体制に関する検討において、引き続き、助言などを行い、速やかに検討結果が取りまとめられるよう支援

【内閣府】(物資)

○ 「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」において、国や事業者が行う事項と地方公共団体が行うべき事項を記載
 今後、有識者や都道府県などからの意見を踏まえ、同方針の最終確定を行う予定

【内閣府、経済産業省】(燃料)

○ 「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」において、国や事業者が行う事項と地方公共団体が行うべき事項を記載。その内容について、災害時石油供給連携計画の実施訓練を行い、国や事業者、関係都道府県の役割を確認
 ○ 今後、有識者や都道府県などからの意見や訓練結果を踏まえ、同方針の最終確定を行う予定

3 福祉避難所の人材及び応急仮設住宅の建設用地の確保の推進

○ 都道府県による市町村への支援

→ 都道府県に対し、市町村への積極的な支援を要請
広域的な支援事例の提供

都道府県による広域的な支援体制が不十分

- ・ 福祉避難所を指定し、協定締結等により人材を確保済みの市町：5割
- ・ 介護職員等の派遣体制整備済みの都道府県：約2割
- ・ 被害想定に基づく必要戸数の応急仮設住宅の建設用地を確保済みの市町：約2割

〔原因等〕

福祉避難所：都道府県における広域的な対応の認識が不十分
応急仮設住宅：建設に適した平地が少なく、選定が困難



【厚生労働省】（福祉避難所の人材の確保）

- 福祉避難所の人材の確保について、都道府県が市町村の支援を行っている取組事例を把握し、内閣府とともに平成27年度の関係主管課長会議などにおいて、都道府県に対し、事例を提供する予定。併せて、都道府県に対し、福祉避難所の人材の確保に関する市町村への積極的な支援の実施を要請する予定

【内閣府】（応急仮設住宅の建設用地の事前確保）

- 都道府県に対して、市町村への積極的な支援の実施を文書により要請。また、平成27年度の災害救助法等の全国担当者会議で、都道府県が市町村の支援を行っている取組事例を紹介するとともに、市町村への積極的な支援の実施を要請する予定

4 都道府県のニーズに合致したDMAT隊員養成研修の実施

○ 都道府県のニーズに合致した研修の実施

→ 受講希望理由を踏まえた研修の実施方法の見直し
都道府県への研修講師確保の協力要請

- ・ 個人を対象とした研修を希望どおり受講できず、チームの維持が困難となっている都道府県あり
- ・ 都道府県からは、全体の研修枠を増やしてほしいなどの意見・要望あり

〔原因等〕

- ・ DMATのチームを増やすため、個人よりチームを対象とした研修に重点。受講理由や緊急性等は、未把握
- ・ 研修枠の拡大のためには、研修講師の確保が必要



【厚生労働省】

- 平成26年度のDMAT隊員養成研修における受講枠の都道府県への配分決定に当たって、都道府県からの受講希望数及び受講希望理由に可能な限り配慮
- また、都道府県に配分した受講枠数の中であれば、都道府県の裁量により、チームと個人のいずれでも応募できることとした。
- 都道府県に対して、研修講師確保について文書により要請

震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急対策を中心として－の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年12月～26年6月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
関連調査等対象機関：都道府県（47）、市町村（176）、日本赤十字社、民間事業者等

【勧告年月日及び勧告先】

平成26年6月27日 内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

【回答年月日】

内閣府 平成27年4月15日 総務省 平成27年4月9日 厚生労働省 平成27年4月15日 経済産業省 平成27年4月15日

【調査の背景事情等】

- 東日本大震災では、我が国の観測史上最大の地震とそれに伴う大津波により、未曾有の大災害として広域・甚大な被害が発生
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正（平成24年6月公布・施行及び25年6月公布・施行）や防災基本計画（中央防災会議作成）の修正（平成23年12月、24年9月及び26年1月）が行われ、各府省や地方公共団体では、各種対策の見直し、新たな取組が進められているところ
- 一方、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が取りまとめた報告（平成23年9月28日）において、今後の大規模地震に備えて、我が国のどこでも地震が発生しうるものとして、これまで大きな地震・津波を経験していない地域であっても、地震・津波への備えを万全にすべきであるとされ、さらに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている現状に鑑みれば、東日本大震災の教訓を踏まえた震災対策の充実・強化は、全国的、かつ喫緊の課題
- この行政評価・監視は、我が国全体として、実効ある震災対策の推進を図る観点から、東日本大震災における災害応急対策の実施状況や今後の震災に備えた災害応急対策の検討状況を調査

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(1) 国の支援による地方公共団体における震災対策の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 地方公共団体の広域的な協力体制の構築</p> <p>応援計画・受援計画や広域避難に係る手順等の策定については、全国知事会の広域応援体制に関する検討が円滑に進むよう、必要に応じ助言を行うなど、引き続き検討作業に協力するとともに、市町村においてもこれらの計画等が円滑に策定されるよう、その検討結果の提示を図ること。</p> <p>なお、応援計画等の策定支援に際しては、人的・物的支援やその受け入れが迅速に行われるよう、電子化による情報の共有化について留意すること。(内閣府、総務省(消防庁))</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災では、被災地方公共団体への多数の職員の派遣や広域的な避難が発生。地方公共団体間の応援に関する仕組みや広域避難を想定した備えが必要との教訓 ○ 防災基本計画が修正され、地方公共団体は、応援計画・受援計画や広域避難に係る手順等の策定に努めることが追加 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町のうち、応援計画を策定しているものは、11 都道府県 (37.9%) 及び 11 市町 (6.5%)、受援計画を策定しているものは、12 都道府県 (41.4%) 及び 19 市町 (11.3%) ○ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町のうち、広域避難が必要になるとしているものは 26 都道府県及び 95 市町。このうち、広域避 	<p>(内閣府、総務省(消防庁))</p> <p>→ 全国知事会の広域応援推進検討ワーキンググループにおいて、発災後の関係機関の役割、対口支援の割当て、応援・受援体制の整備など広域応援体制に関する検討を進めている。全国知事会では、これまでの議論を踏まえ、広域応援に係る今後の方向性について、「中間整理」として取りまとめる予定としている。</p> <p>引き続き、全国知事会における検討に参加し、助言などを行い、速やかに検討結果が取りまとめられるよう支援していく。また、全国知事会での検討を踏まえ、市町村にもその検討結果を提示する予定である。</p> <p>(内閣府)</p> <p>→ 平成26年度補正予算を措置し、物資の調達、供給における応援・受援活動を迅速、円滑に行うため、電子システムを活用した情報共有の仕組みを27年度内に構築する予定である。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>難に係る手順を策定しているものは、6 都道府県（23.1%）及び 4 市町（4.2%）</p> <p>○ 全国知事会は、平成 25 年度に広域応援推進検討ワーキンググループを設置。これに内閣府及び消防庁が参加し、全国規模の広域的な応援について、支援内容・方法等のルール化・標準化を検討中</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>② 地方公共団体における物資・燃料の調達、供給体制の整備への支援</p> <p>i) 国によるプッシュ型支援（注）について、物資関係省庁と連携し、国が行う事項と受入側である地方公共団体が行うべき事項を明確化し、地方公共団体に対し、明示すること。（内閣府）</p> <p>（注）「プッシュ型支援」とは、発災直後、被災地からの要請がなくても国や他の地方公共団体が物資を確保し、被災地に送り込むもの。</p> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 東日本大震災では、被災地方公共団体の自助努力では、物資の調達が困難。プッシュ型支援の体制の整備が必要との教訓</p> <p>○ 防災基本計画の修正（平成 23 年 12 月）、災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月）において、国による発災時のプッシュ型支援の実施について規定</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町のうち、物資集積拠点を選定済のものは、23 都道府県（79.3%）及び 133 市町（79.2%）。このうち、同拠点の管理・運営に関し、民間事業者との協定を締結済のものは、19 都道府県（82.6%）及び 10 市町（7.5%）</p>	<p>（内閣府）</p> <p>→ 平成26年3月27日に中央防災会議主事会議において申し合わせた「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」において、被災都道府県等からの要請を待たずに行う物資調達や人員・物資の輸送について、緊急対策本部や現地対策本部、被災都道府県、被災市町村など各関係機関の役割や行う事項を整理した。この中で、i) 都道府県は、在庫管理を含めた拠点の運営が可能な人員・資機材を派遣する等して広域物資輸送拠点を開設し、国が、調達した物資を広域物資輸送拠点まで輸送する、ii) 都道府県は、原則として、広域物資輸送拠点から市町村の物資集積拠点若しくは避難所まで輸送し、市町村は、物資集積拠点から避難所までの輸送を行うことなどとし、都道府県に対し、同方針を送付した。</p> <p>上記の内容について、現在、中央防災会議防災対策実行会議（平成 26 年 7 月 29 日及び同年 10 月 20 日開催）などにおいて、有識者や都道府県などから意見を伺っている。</p> <p>今後、これらの意見を踏まえ、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」の最終確定を行い、各都道府県や市町村に周知を行う予定である。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町のうち、災害時の物資の輸送に関し、民間事業者との協定を締結済のものは、29 都道府県（100%）及び 80 市町（47.6%）</p> <p>○ 地方公共団体からは、国、都道府県及び市町村の役割分担が明確になっておらず、地方公共団体が対応すべき事項が不明であるとして、国の支援のスキームを明示してほしいなどの意見・要望あり。</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ii) 国による燃料の調達、供給について、災害時石油供給連携計画に基づき国や事業者が行う事項と受入側である地方公共団体が行うべき事項を明確化し、地方公共団体に対し、明示すること。（内閣府、経済産業省）</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 東日本大震災では、燃料の供給途絶が発生。燃料の安定供給に関する体制の構築が必要との教訓</p> <p>○ 平成 24 年 11 月から、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）の一部改正法の施行により、i) 災害時にも備蓄石油を放出できるよう放出要件を追加、ii) 石油の精製業者等に対し、災害時石油供給連携計画の作成を義務付け。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町のうち、石油販売事業者との協定を締結済としているものは、26 都道府県（89.7%）及び 93 市町（55.4%）</p> <p>○ 地方公共団体からは、災害時石油供給連携計画に基づく被災地へ</p>	<p>（経済産業省）</p> <p>→ 平成26年3月27日に中央防災会議主事会議において申し合わせた「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」で明らかにされたように、i) 関係都道府県は、現地対策本部又は緊急災害対策本部を経由して資源エネルギー庁に対して調達要請を行う、ii) 資源エネルギー庁は、燃料関係業界団体に要請し、同業界団体（同業界団体に所属する石油精製業者等）が、被災地のガソリンスタンド、医療機関等に輸送することとし、都道府県に対し、同方針を送付した。</p> <p>上記の内容について、平成26年7月、静岡県において、国や石油精製業者等が参加して災害時石油供給連携計画の実施訓練を行い、国や事業者、関係都道府県の果たすべき役割の詳細を確認した。</p> <p>今後、訓練に参加していない都道府県に対しても、国や事業者、関係都道府県の果たすべき役割の詳細を周知するため、周知の方法や場の設定について具体的に検討を行う予定である。</p> <p>（内閣府）</p> <p>→ 平成26年3月27日に中央防災会議主事会議において申し合わせた「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」で明らかにされたように、</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="203 212 1070 292">の供給の手順や供給・輸送方法、対応すべき事項等が不明であり、地方公共団体としての備えの検討ができないなどの意見あり。</p> <p data-bbox="192 1078 338 1110">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="176 1129 1059 1401">③ 地方公共団体に対する支援内容及びその実施時期の明示等 上記①及び②の支援に当たっては、地方公共団体が計画的に震災対策に取り組めるよう、関係省庁と連携し、優先順位を勘案した上で、地方公共団体に対し、支援の内容とその実施時期を明示すること。(内閣府) また、実施した支援について、地方公共団体における取組状況</p>	<p data-bbox="1137 212 2051 435">i) 関係都道府県は、現地対策本部又は緊急災害対策本部を經由して資源エネルギー庁に対して調達要請を行う、ii) 資源エネルギー庁は、燃料関係業界団体に要請し、同業界団体(同業界団体に所属する石油精製業者等)が、被災地のガソリンスタンド、医療機関等に輸送することとし、都道府県に対し、同方針を送付した。</p> <p data-bbox="1137 451 2051 579">上記の内容について、平成26年7月、静岡県において、国や石油精製業者等が参加して災害時石油供給連携計画の実施訓練を行い、国や事業者、関係都道府県の果たすべき役割の詳細を確認した。</p> <p data-bbox="1137 595 2051 770">また、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」の内容について、現在、中央防災会議防災対策実行会議(平成26年7月29日及び同年10月20日開催)などにおいて、有識者や都道府県などから意見を伺っている。</p> <p data-bbox="1137 786 2051 1010">今後、これらの意見や訓練結果を踏まえ、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」の最終確定を行うとともに、訓練に参加していない都道府県に対しても、国や事業者、関係都道府県の果たすべき役割の詳細を周知するため、周知の方法や場の設定について具体的に検討を行う予定である。</p> <p data-bbox="1126 1078 1245 1110">(内閣府)</p> <p data-bbox="1111 1129 2051 1401">→ 上記①については、全国知事会の検討結果の取りまとめとその報告が円滑に進むよう支援していく。また、全国知事会の結果が取りまとめられ次第、市町村に対し、検討結果の提示を行う予定である。 上記②については、今後、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」の最終確定を行い、各都道府県及び市町村に周知を行う予定である。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="170 204 1070 300">のフォローアップを行うこと。（内閣府、総務省（消防庁）、経済産業省）</p> <p data-bbox="181 839 1088 919">(2) 都道府県の支援による市町村における福祉避難所の人材及び応急仮設住宅の建設用地の確保の推進</p> <p data-bbox="192 935 338 967">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="181 978 1077 1217">① 福祉避難所の人材の確保について、都道府県に対し、都道府県が市町村の支援を行っている取組事例を提供するとともに、防災基本計画に定められている趣旨を踏まえ、市町村への積極的な支援の実施を要請するなどにより、福祉避難所において活動する必要な人材の確保を推進すること。（厚生労働省）</p> <p data-bbox="181 1230 264 1262">(説明)</p> <p data-bbox="170 1278 394 1310"><制度の概要等></p> <p data-bbox="181 1326 1088 1406">○ 東日本大震災では、福祉避難所を開設できなかった市町村あり。平時から福祉避難所となる施設間の人材応援の仕組みの構築が必要</p>	<p data-bbox="1144 212 2051 387">引き続き、地方公共団体の防災担当者を集めた会議などの場を通じて、関係省庁・地方公共団体と必要な情報の共有を図り、助言など支援を行っていくとともに、地方公共団体へ示した内容に関して、地方公共団体における取組状況のフォローアップを行う。</p> <p data-bbox="1133 451 1373 483">(総務省（消防庁）)</p> <p data-bbox="1111 499 2051 579">→ 全国知事会への支援を推進し、検討結果が取りまとめられ次第、その内容に応じ、フォローアップを行う。</p> <p data-bbox="1133 643 1301 675">(経済産業省)</p> <p data-bbox="1111 691 2051 770">→ 地方公共団体へ周知した内容に関して、地方公共団体における燃料調達体制の確保に向けた取組状況のフォローアップを行う。</p> <p data-bbox="1133 930 1301 962">(厚生労働省)</p> <p data-bbox="1111 978 2051 1201">→ 福祉避難所の人材の確保について、都道府県が市町村の支援を行っている取組事例を把握し、内閣府とともに平成 27 年度の関係主管課長会議などにおいて、都道府県に対し、事例を提供する予定である。また、併せて、都道府県に対し、福祉避難所の人材の確保に関する市町村への積極的な支援の実施を要請する予定である。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>との教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画が修正され、都道府県は、i) あらかじめ介護保険施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請すること、ii) 関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めることが追加 <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実地調査した168市町のうち、福祉避難所を指定し、協定締結等により人材を確保済としているものは、84市町(50.0%) 市町からは、発災時に、必要な人材を確保できるか不安視し、広域的な支援を求める意見・要望あり。 ○ 実地調査した29都道府県のうち、被災市町村の福祉避難所への介護職員等の派遣体制の整備を行っているものは7都道府県(24.1%) <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 応急仮設住宅の建設用地の事前確保について、都道府県に対し、都道府県が市町村の支援を行っている取組事例を提供するとともに、市町村への積極的な支援の実施を要請するなどにより、必要な戸数の応急仮設住宅の建設用地の確保を推進すること。(内閣府)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災では、応急仮設住宅の建設用地の確保が難航。早期の建設のため、あらかじめ用地を選定しておくことが必要との教訓 ○ 厚生労働省(注)は、都道府県に対し、応急仮設住宅建設用地の把握等に努めるとともに、被害想定に基づく必要戸数の想定等を行い、 	<p>(内閣府)</p> <p>→ 応急仮設住宅の建設用地の事前確保について、都道府県に対し、「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」(平成27年3月5日府政防第125号、国土動第120号、国住備第957号、国住生第628号)を発出し、①平常時における建設用地の確保に取り組むこと、②確保した建設用地の情報を市町村に提供・共有し、迅速な対応が可能となるよう支援を行うことを要請した。</p> <p>また、平成27年5月頃に開催予定の災害救助法等の全国担当者会議において、都道府県に対し、都道府県が市町村の支援を行っている取組事例を紹介するとともに、市町村への積極的な支援の実施を要請する予定である。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>必要戸数に見合う用地のリスト化を要請 (注) 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い、同年 10 月 1 日より応急仮設住宅の供与に関する事務については、厚生労働省から内閣府に移管。</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実地調査した 168 市町のうち、被害想定に基づく必要戸数の建設用地を確保しているものは 41 市町 (24.4%) 市町からは、被災地での取組や先進的な事例の提供、都道府県による広域的な調整の実施を求める意見・要望あり。 ○ 実地調査した都道府県の中には、建設用地の情報をデータベース化し市町村と情報共有等の例あり。 <p>(3) 都道府県のニーズに合致したDMAT 隊員養成研修の実施 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>DMAT 隊員養成研修については、都道府県における受講希望数のみならず、その受講希望理由を把握した上で、当該把握結果を踏まえ、研修の実施方法を見直すことや、都道府県に対し、研修講師の確保に向けて協力を要請することなどにより、都道府県のニーズに合致した研修を実施すること。(厚生労働省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、東日本大震災後、DMAT の保有を災害拠点病院の指定要件とし、全災害拠点病院でDMAT を保有できるよう、DMAT の養成を推進 ○ DMAT の隊員となるためには、厚生労働省が実施する研修の修了が要件。同研修には、DMAT のチームを養成するための枠と、欠員補充や予備人員の確保のための個人を対象とした個人枠あり。 	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 平成26年度のDMAT 隊員養成研修における受講枠の都道府県への配分決定に当たって、都道府県から受講希望数及び受講希望理由について書面及びヒアリングにより聴取し、都道府県の受講希望に可能な限り配慮した。</p> <p>また、受講枠の配分に当たっては、従来、チーム枠と個人枠に分けて示していたが、この区分を廃止して、都道府県に受講枠数を示すこととし、配分した受講枠数の中であれば、都道府県のDMAT 配備計画や地域の医療機関の要望などを反映させるなど都道府県の裁量により、チームと個人のいずれでも応募できることとした。</p> <p>さらに、研修講師の確保について、都道府県に対し、「日本DMAT インストラクター認定要件の改正について」(平成27年3月31日付け厚生労働省医政局災害医療対策室長事務連絡) を発出し、管下の災害拠点病院及びDMAT 指定医療機関等を通じ、DMAT 登録者に対</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人を対象とした研修を希望どおり受講できず、チームの維持が困難となっている都道府県あり。 ○ 都道府県からは、全体の研修枠を増やしてほしいなどの意見・要望あり。 	<p>し、日本DMATインストラクターへの積極的な参加について要請した。</p>